

(1) 振り込め詐欺等の被害者の救済

振り込め詐欺などによる被害者の財産的被害の迅速な回復などを目的とした「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（平成19年法律第133号）が平成20年6月21日より施行された。

この法律に基づき、振り込め詐欺などによ

る被害者の財産的被害の回復手続として、平成20年7月から振り込め詐欺などに利用された預貯金口座の消滅手続、同年10月から被害回復分配金の支払手続が実施されている（平成21年度末までに実施された支払手続終了公告の消滅預金等債権の総額のうち、被害者に対して支払われたものは28億円）。

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

(1) 犯罪被害救援基金による奨学事業

財団法人犯罪被害救援基金において、犯罪被害者遺児に対する奨学金の給与などを行っている。

(2) 刑事事件の証人等に対する給付制度

法務省において、証人などが危害を加えられた場合などに、各種給付を行っている。

種類 年次	療養給付		休業給付		遺族給付		葬祭給付	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
昭和36年	2	4,050	1	6,528	-	-	-	-
昭和39年	-	-	-	-	1	1,020,000	1	61,200
昭和44年	1	35,204	1	19,813	-	-	-	-
昭和58年	1	5,050	-	-	-	-	-	-
平成18年	1	37,610	-	-	-	-	-	-

提供：法務省

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(3) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

警察庁において、都道府県警察に対して、パンフレット、ポスター、インターネット上のホームページなどを活用して犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるよう指導している。また、犯罪被害給付制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、迅速な裁定など運用面の改善に努めるよう指導している。

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人などの

故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。

今後とも都道府県警察に対して、犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定など運用面の改善に努めるよう指導していく。

犯罪被害者等給付金の申請・裁定・決定状況

区分	年度別	19年度	20年度	21年度	前年比
申請に係る被害者数（人）		448	462	589	+127
裁定に係る被害者数（人）		445	407	566	+159
支給裁定に係る被害者数		407	388	538	+150
不支給裁定に係る被害者数		38	19	28	+9
仮給付決定に係る被害者数(人)		15	5	7	+2
裁定金額（百万円）		932	907	1,277	+370

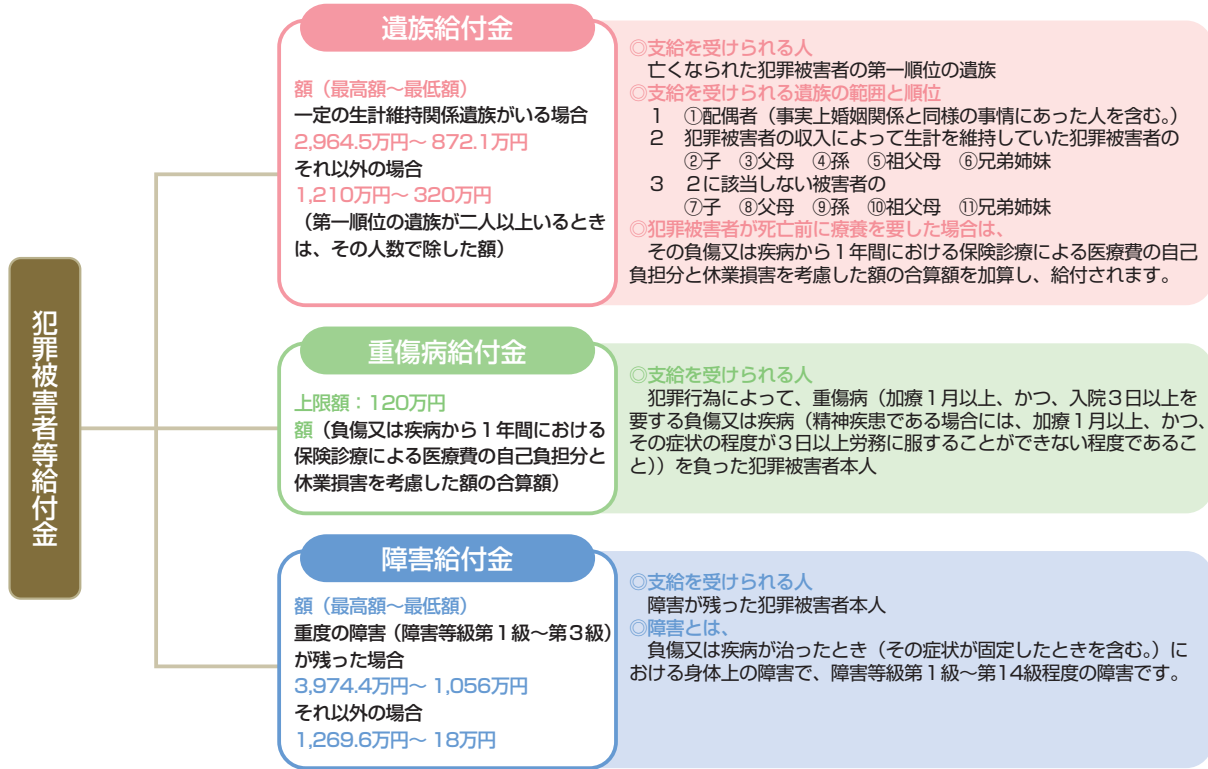
提供：警察庁

(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

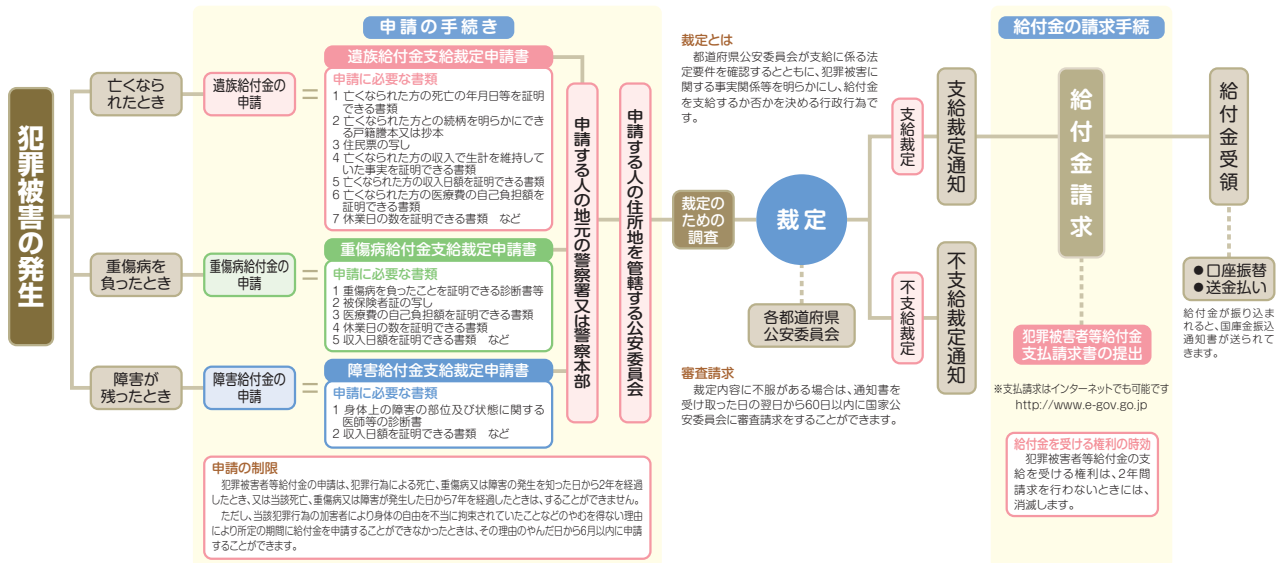
都道府県警察において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を公費により支給し、遺族の経済的、精神的負担の軽減を図っている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

犯罪被害給付制度



給付の流れ



提供：警察庁

(5) 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

警察庁において、平成18年4月、重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを行うとともに、親族間の犯罪における支給制限を緩和した。

さらに、平成21年10月、親族犯の犯罪のう

ち、配偶者からの暴力事案について特に必要と認められる場合には、全額支給ができるように特例規定の見直しを行った。

(6) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

内閣府において、推進会議の下に、「経済的支援に関する検討会」を設置し、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源などについて検討を行った。

同検討会においては、平成19年9月に犯罪被害者等に対する給付の抜本的な拡充やカウンセリングについての配慮などを内容とする最終取りまとめを行った。

警察庁において、3つの検討会の最終取りまとめを踏まえ、平成20年2月1日、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（同年4月11日成立、同月18日公布。平成20年法律第15号）。この改正により、休業による損害

を考慮した額が重傷病給付金（又は遺族給付金）に加算されることとされたほか、改正法に基づく政令により重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する障害給付金や生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金が引き上げられるなど、給付水準の拡充が図られている（同年7月1日施行）。

(7) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用などを含む。）を援助することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている（性犯罪被害者に対する緊急避妊などに要する経費（国庫補助金）：21年度 112百万円、22年度 112百万円）。

平成20年7月施行の制度改正の概要

犯罪被害給付制度の拡充	
遺族給付金	生計維持関係にある遺族に対する引上げ 1,573.0万円～416.0万円 → 2,964.5万円～872.1万円 【例】45歳・生計維持関係遺族4名の場合 1,508万円～559万円 → 2,842万円～1,960万円
○被扶養家族である遺族について重点的引上げ ○最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ ○扶養家族の数など負担の大きさに配慮	
障害給付金	重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する引上げ 1,849.2万円～378.0万円 → 3,974.4万円～1,056.0万円 【例】20歳未満・常時介護1級の場合 710.2万円～482.4万円 → 2,188.8万円
○重度後遺障害者について重点的引上げ ○最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ ○平均収入が低い若年層の給付水準が不当に低額とならないよう配慮	
重傷病給付金	医療費の自己負担相当額に、休業損害を考慮した額を加算（120万円を上限）
○重傷病の療養のため休業した者に、休業損害を考慮した給付（自賠責の上限を参考）	
民間団体の活動の促進	
○民間団体全体の全国的な事業水準の向上と均質性の確保 ○民間団体やその全国的な傘団体への援助	・都道府県公安委員会による民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するための助言、指導等（その適切かつ有効な実施のために国家公安委員会が指針を定める。） ・国家公安委員会による全国被害者支援ネットワークに対する助言、指導等
広報啓発活動の推進	
○広報啓発と地域の被害者支援の気運の醸成が必要	・国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察本部長等による犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動
法律の題名及び目的規定の改正	
○法改正による支援内容の拡充を反映した題名 ○犯罪被害者等基本法の基本理念に立脚	・題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正 ・目的に、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」を追加

提供：警察庁

今後も、都道府県警察に対して、本制度の適切な運用を指導していく。

(8) 医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、犯罪被害者であることをもって保険診療を拒むことは法律上認められていないため、今後とも、その旨の保険医療機関への周知を徹底するとともに、仮に保険診療の実施を拒まれる事例があれば、地方厚生局から当該医療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者等の医療保険利用の利便性を確保することとしている。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

(9) 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担

海上保安庁において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕

などを目立たないように修復するための費用を公費により一部負担している。

(10) オウム真理教犯罪被害者等の救済

「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」（議員立法）が、平成20年6月11日に可決、成立し、同月18日に公布された（同年12月18日施行。平成20年法律第80号）。

同法に基づき、オウム真理教による一定の犯罪行為（松本サリン事件、地下鉄サリン事件など）によって死亡した被害者の遺族には2千万円、当該犯罪行為により障害が残った被害者にはその障害の程度に応じて最高3千万円、当該犯罪行為により傷病を負った被害者にはその傷病の程度に応じて最高100万円が支給されている（P30 コラム2「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律について」参照）。